

地方独立行政法人福岡市立病院機構
令和6年度第10回理事会 議事録

- 日 時：令和6年3月27日（木）16:00～17:10
- 場 所：こども病院 講堂
- 出席者：原理事長（議長）、堀内副理事長、瓜生理事、神坂理事、楠原理事、平田理事、近藤監事、柳澤監事 [欠席：石橋理事]
- 議 事

【議案審議】

1 議案第13号 令和5年度補正予算について

<概要> 補正予算について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

(補正内容)

- ・ 給与費の増加：2億4,545万円余（こども病院6,935万円余、市民病院1億7,609万円余）
福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金等を活用した特殊業務手当「新型コロナウイルス感染症対応業務従事者手当（一時金）」の支給による増、こども病院における有期職員賃金の増、市民病院における手当の増
- ・ 材料費の増加：1億5,230万円余（こども病院4,907万円余、市民病院1億322万円余）
高額医薬品の使用増による増
- ・ 経費の増加：3,328万円余（市民病院3,328万円余）
委託料等の増による増
- ・ 臨時損失の増加：112万円余（こども病院112万円余）
旧こども病院跡地関連費用の増

<主な意見等>

- 人件費の上昇について、人件費の数%程度であるが、収支に影響があるならば、その分他をカットするかの検討も必要である。
- 福岡市民病院の経費の補正理由に委託料等の増とあるが、委託料は当初から予定しているものではなく途中で何かの事情で増額となったのか。
- 昨年報告した、市民病院敷地内で非常用発電機の重油漏れが発生して、調査や対策を講じるために、当初予算で予定していなかったことを実施した。現時点では委託料としているが、決算時に監査法人等とも相談して費目を調整する。

2 議案第14号 令和6年度年度計画（案）について

<概要> 年度計画について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

(主な取組)

《医療サービス》

【良質な医療の実践】

- （こども病院）「コロナ患者の入院受入れ実施医療機関」として、引き続きコロナに係る小児救急医療の提供、たけのこ外来における移行期医療の適切な提供、策定したフォーミュラリーの運用実施に加えて、バイオシミラー医薬品の積極的な採用
- （市民病院）新型コロナウイルス感染症対応については、引き続き福岡市における中核的役割を担うとともに、新たにリウマチ・膠原病内科を設置し難治性免疫疾患への対応の開始

【地域医療への貢献と医療連携の推進】

- （こども病院）福岡県小児等在宅医療推進事業の拠点病院として、小児在宅医療の推進や地域医療連携を継続

- （市民病院）地域医療支援病院として情報発信に取り組むとともに、新規開業されたクリニック等への定期的な訪問活動など、医療機関との連携を積極的に推進

【災害・感染症等への適切な対応】

- （こども病院）「コロナ患者の入院受入れ実施医療機関」として、福岡県における新型コロナウイルス感染症に係る小児救急医療の提供、外部研修に職員を積極的に派遣し、災害時対応能力を持った職員の育成と危機管理意識の醸成を図るとともに、施設・設備の減災に係る取組の実施
- （市民病院）大規模災害発生時には、関係機関等と連携を図り、医療救護活動の支援に努め、今後の新興感染症発生時においては、第二種感染症指定医療機関としての役割

《患者サービス》

【患者サービスの向上】

- （こども病院）感染症流行時等におけるボランティアの活動基準を確立し、積極的にボランティアとの連携を図るとともに、ICTを活用したイベント等の企画、医療相談の対応や療養環境の改善
- （市民病院）患者満足度調査等により患者ニーズを把握して改善を図るとともに、医療・福祉の相談の適切な対応、病棟ダイルームの環境整備

【情報発信】

- （こども病院）SNS等を活用しての情報発信、CGGプログラムを引き続き実施、こどもアレルギーセンターにおいて、市民向け講演会の開催
- （市民病院）SNSを活用した情報発信、地域住民の健康意識の向上を図るための出前講座の実施

《医療の質の向上》

【病院スタッフの計画的な確保と教育・研修】

- （こども病院）病院説明会及び見学会の開催、他職種間で心理的安全性の向上を図る研修の実施、タスクシェアリングやタスクシフティングの更なる推進
- （市民病院）適正な人材配置及び知識と専門性を有する人材の確保、院内研修の充実や外部専門研修等の活用、看護師の特定行為修了者の効果的な配置と活用による医師との協業を推進

【信頼される医療の実践】

- （こども病院）ICT及びASTとの連携による院内感染防止対策の徹底と医療安全レポート提出の推進による医療安全対策の徹底、管理栄養士による栄養食事指導・相談の充実、PICUにおける早期栄養介入の積極的実施
- （市民病院）感染対策部門及びIICCを中心とした研修会や訓練、地域の医療機関等との合同カンファレンスの実施。病院機能評価について、院内にプロジェクト会議を設置し、令和7年度中の更新に向けた準備

《自律性・機動性の高い運営管理体制の充実》

- 企画情報推進室を中心として、情報システムの管理やセキュリティの強化、ITリテラシー向上のための教育、DXの推進等について、機構全体で一体的なマネジメントの実施

《事務部門の機能強化》

- テーマごとの職場内研修等による効果的なOJTの実施、職員一人ひとりのITリテラシーの向上

《働きがいのある職場環境づくり》

- 医師の働き方改革を踏まえ、医師を始めとする各職種のタスクシェアリング及びタスクシフティング並びにICTの活用による業務の効率化を推進、職員のウェルビーイングの向上への取組、メンタルヘルス対策、ハラスメントの職員アンケートの実施や外部専門家への相談窓口の周知徹底

《法令遵守と公平性・透明性の確保》

○コンプライアンス研修の実施や、個人情報保護法等への適切な対応

《持続可能な経営基盤の確立》

- （こども病院）医療環境や病院の経営状況を踏まえた収益の確保及び費用削減、効率的な病院経営
- （市民病院）ポストコロナにおける経営基盤の安定化に向けて、紹介及び救急患者の受入れによる新規入院患者数の確保や収支改善

《収支改善》

【収益確保】

- （こども病院）各種補助金の活用、施設基準管理システム等を活用した適切な施設基準の取得及び維持管理。査定内容の分析・対策立案等を行い、診療報酬請求業務の更なる精度向上
- （市民病院）効率的なベットコントロール、重症度、医療・看護必要度を維持するとともに、入院治療が必要な新入院数の確保、施設基準管理システム等を活用した適切な施設基準の取得及び維持管理、正確なレセプト請求、医療費の未収金発生防止や確実な回収

【費用削減】

- ICTの活用による業務効率化や給与費比率の適正化、SPD事業者やコンサルタントと共同して分析を行い、それに基づく価格交渉の実施、建物・設備の適切な維持管理や医療機器等購入の必要度の検討

《福岡市立こども病院における医療機能の充実》

- こども支援室（仮称）の設置、研究基金・療養環境整備基金・患児家族滞在施設整備基金の有効活用

《福岡市民病院における経営改善の推進》

- コロナを始め新興感染症への備えを強化。将来的な市民病院のあり方に関する検討状況を踏まえた経営の効率化や施設・設備の適切な維持管理

3 議案第15号 令和6年度予算案について

＜概要＞ 予算について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

収入：17,843百万円余 支出：18,793百万円余

（収支計画 収益：17,897百万円余 費用：19,322百万円余 純利益：▲1,425百万円余）

＜議案第15号、第16号の主な意見等＞

- 有期職員と臨床研修医等の人件費の見直しについて、診療報酬改正によって賃金を上げるようになっているが、今回の見直しは、福岡市の改正に伴うものなのか。
- 人件費の増については、要因が2点あり、一つは有期職員の業績手当の支給月数は福岡市に準じているが、福岡市において、国の動きに伴い業績手当の支給月数を改正したことから、当機構においても改正するもの。もう一点は、給料表は国立病院機構に準じているが、国立病院機構が令和5年4月に改正したことから、当機構においても令和6年4月から改正するもの。
- 人件費を上げる財源については、診察に伴う患者負担が増えるのか。
- 両病院において、来年度予算は、当期純利益が赤字となる予定であるが、赤字については、令和4年度決算において未処分純利益が16億円、及び積立金が63億円あるため、そこから補填するように考えている。
- 患者さんからの負担増にならないとの理解でよいか。
- そのとおりである。
- 患者さんからの負担増をせずに人件費等を増額することについては、病院としては大変な

ことであるが、医療機関全般においても、今後耐えられるかどうかは課題となる。

4 議案第 16 号 組織規程の一部改正及び課長以上の職の設定について

<概要> 規程改正について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

(改正の内容)

- ・組織規程の一部改正（第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び別表第 2 関係）
 - ①市消防職（OB）ポストである「部長（防災・救急担当）」の新設
 - ②福岡市民病院における「リウマチ・膠原病内科」の新設
 - ③福岡市民病院放射線科及び放射線部を所管する「診療統括部長」の廃止
 - ④福岡市民病院外科、消化管外科、肝臓外科及び血管外科を所管する「診療統括部長」の新設
- ・課長以上の職の設定について
組織規程の一部改正に伴い、「部長（防災・救急担当）」及び「診療統括部長」に部長級の職を、「リウマチ・膠原病内科」に課長級の職を設定するもの。

<主な意見等>

- 組織規程の条文に部長（防災・救急担当）に部長を置くとなっているが、どういう意味か。
- 組織として、部長（防災・救急担当）の名称があり、その組織に部長職を配置する内容である。
- 部長（防災・救急担当）について、なぜ今回部長職を配置するのか。
- 福岡市民病院は、その使命として救急や高度医療などの機能が期待されている。それをふまえた人事である。昨年末に配管の老朽化による重油漏出があったこと、先日の消防訓練で防火対応が狭隘化などのために厳しい部分が判明したこと、市民病院の周辺は高潮や洪水のハザードマップでは 50cm～1m 程度浸水する見込みの地域となっていることなど、救急や災害を担う病院として問題があることが分かった。そのため、こども病院を含めて防災などの有事への対策について助言をいただくことがひとつの理由である。もう一つの理由は、病院の収益のためにも、また市民の安心な生活のためにも、救急医療を充実して行くことが必要であり、病院と救急隊がスムーズに連携できる体制を整えることが急務であることによる。
- 部長（防災・救急担当）の配置に伴う人件費は、令和 6 年度予算に反映済か。
- 含まれている。

5 議案第 17 号 職員就業規程の一部改正について

<概要> 規程改正について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

(改正の内容)

- ・勤務を要しない日の振替制度の見直し（第 36 条関係）
半日単位の振替を行うことができる半日勤務時間である「4 時間」の区分に加え、「3 時間 45 分」の区分を新設し、2 つの半日勤務時間を組み合わせ、1 日単位の振替を行う場合等に利用することができるようにするもの。
- ・育児を行う職員の深夜勤務の制限の対象となる子の範囲の拡充（第 41 条の 2 関係）
対象となる子を「小学校就学の始期に達するまでの子」としているところを、「満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子」とするもの。
- ・育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡充（第 41 条の 3 関係）
対象となる子を「3 歳に満たない子」としているところを、「満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子」とするもの。

とするもの。

<主な意見等>

- 今回の就業規則改正に伴い、サポートする体制は整っているのか。人が足りないなどの場合にどのように対応するかなどについては、既に対策はできていると理解してよいか。
- 現時点では、改正しても対応できると考えている。
- 看護部はどうか。制度が拡充しても現場として困らないのか。
- 市民病院ではこの制度を利用している職員は3名で、現時点では人数的には大丈夫ではないかと思っているが、育児をしている職員は、かなり多くなってきているので、今後このような制度の拡充をする際には、かなり事前に情報収集したうえで拡充していかないと、今後このような制度を希望する職員も多くなってくると思うので、十分に情報収集をしたうえで改正等を行っていくようお願いしている。今回の分の拡充については、かなり対象としては少ないので看護部の中で対応して大丈夫でないかと話をしている。
- 今は、対象者は3名程度で問題ないとの理解でよいか。
- 深夜勤務の制限の対象となる場合の要件が厳しいため、これに該当する職員は市民病院では少ない。部分休業等他の育児の制度を利用している職員は多数いるが、この分に関してはかなり少ない。今後、制度を拡充するにあたっては、夜勤業務ができない職員が増えることが現実としてあり得、夜勤従事者が減ると施設基準には対応できなくなるので、その場合は職員の増員が必要となってくる。
- こども病院についても、市民病院と同様で、今回の制度拡充では、対象が1名であるため、なんとか切り抜けるしかないと考えている。もともと、年度末、年度初めは非常に厳しいので、そういう意味でも厳しい状況ではあるが、各所に迷惑を掛からないようにやっていく所存である。また、今回の制度拡充に関わらず、子育てや子育てに関わる男性等についてどんどん拡充しており、職員にとっては良いことであるが、現場がどんどん厳しくなっていく実情もあるため、そこの手当てをしていかないと厳しいと考えている。
- ご指摘のとおり、働く側としては良い条件がどんどん出ているが、病院運営の視点で見ると増員を必要とする可能性もあるため、ますます厳しい状況となっていく。この状況を保険診療などで賄える状況にしてくれるといいが、それは政府などに要望していかないといけないと考えている。

6 議案第18号 旅費規程の一部改正について

<概要> 規程改正について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

(改正の内容)

- ・旅費規程の一部改正（第4条関係）
旅行命令（依頼）簿、旅行命令簿及び旅費明細書の3つの様式を1つの様式にするもの。

<主な意見等>

特になし

7 議案第19号 職員給与規程の一部改正について

<概要> 規程改正について事務局より説明を行い、原案どおり可決された。

(改正の内容)

- ・給料表等の改定（別表第1、2及び8関係）
令和5年4月1日付で国立病院機構が実施した給料表等の改定に基づき、当機構の給料表等について所要の改定を

行うもの。

<主な意見等>
特になし

【報告事項】

1 懲戒処分無効確認等請求事件について

<概要>

懲戒処分無効確認等請求事件について、事務局より報告を行った。

2 令和6年度 理事会開催日程について

<概要>

令和6年度 理事会開催日程について、事務局より説明を行った。

<主な意見等>
特になし